

伊丹市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

伊丹市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別
記のとおり制定する。

平成26年2月26日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

精神科及び病理診断科を新設するため。

伊丹市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する

条例（平成26年伊丹市条例第 号）

伊丹市病院事業の設置等に関する条例（昭和42年伊丹市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「形成外科」の右に「・精神科」を、「放射線科」の右に「・病理診断科」を加える。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。